

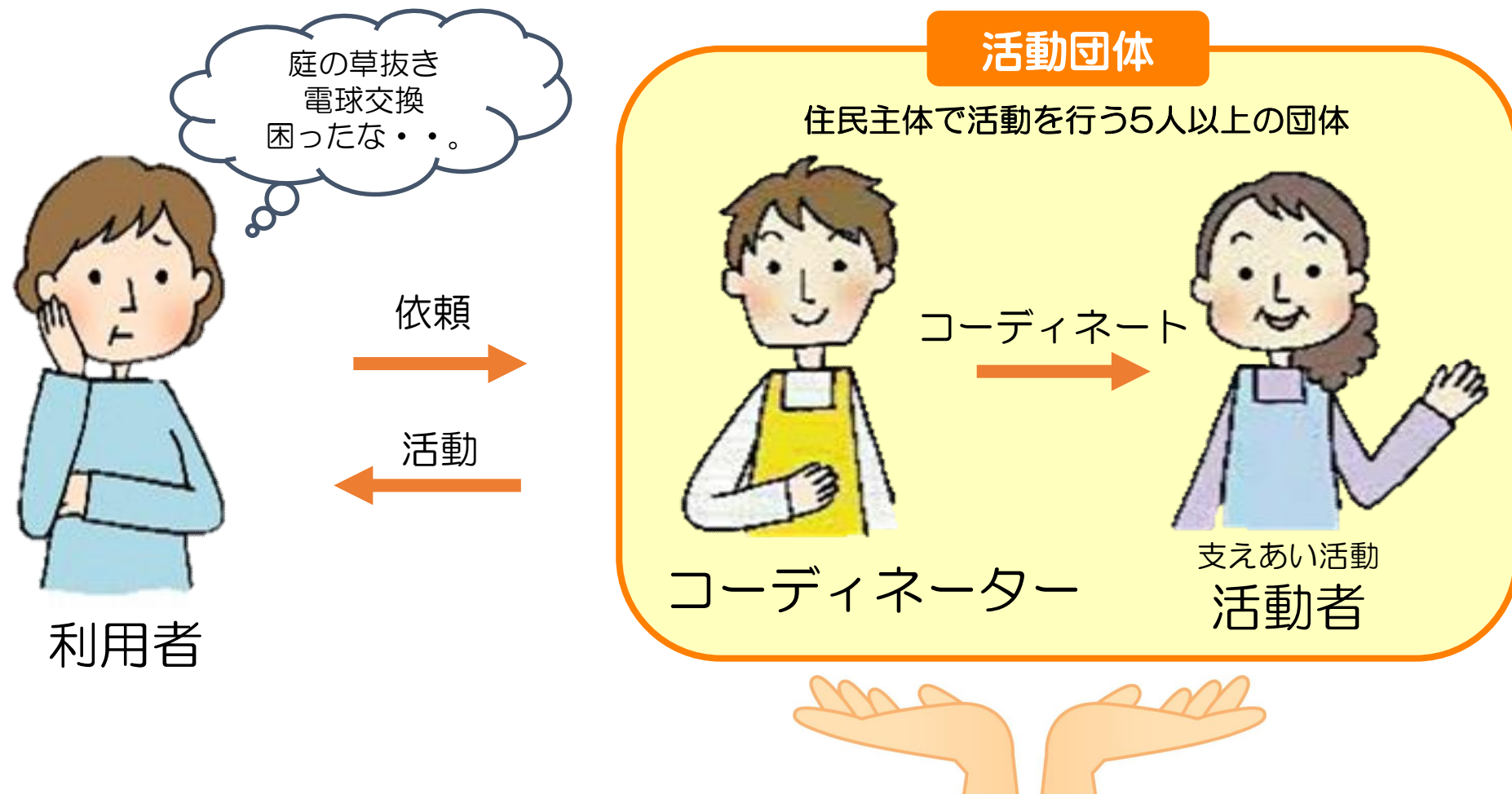
全ての人が、最期まで自分らしく
暮らし続けることができる地域共生社会の実現

訪問型支えあい活動 支援事業の手引き



訪問型支えあい活動支援事業は、掃除・買い物・ゴミ出し・庭の手入れ・傾聴
電球交換・家具移動・徒歩でのお出かけ支援・車両を使った移動支援など
日常生活においてのお困りごとに対して、住民同士で行う支えあい活動を支援する
事業です。

活動の流れ



川西市訪問型支えあい活動支援事業

補助対象となる経費

活動区分	補助対象経費	年度における活動件数	補助上限額
生活支援	・ 窓口やコーディネート業務にかかる人件費 ・ 通信費 ・ 消耗品費 ・ 広報費 ・ 保険料 (訪問型支えあい活動に係る損害保険に限る。)	年間60件以上	20,000円
		年間120件以上	40,000円
		年間240件以上	80,000円
車両を利用した生活支援	・ 保険料 (個人所有車両に係る個人名義の自動車保険料を除く。) ・ 安全運転講習受講に係る費用 ・ 支援時の駐車場代の実費 ・ 自動車の賃借料(個人所有車両を除く)	年間20件以上	20,000円
		年間50件以上	50,000円
		年間100件以上	100,000円

※年度における活動件数は、1人の利用者からの1回の依頼に基づき、1件として算定します。

（活動時間に関わらず、同日であれば1件と計上する。ただし、活動が複数日にわたる場合は、1日1件として計上する。）

※車両を利用した移動支援を行った場合、「車両を利用した生活支援」についても申請することができます。（60回以上車両を利用した生活支援を行った場合、生活支援の60回以上20,000円と車両を利用した生活支援50回以上の50,000円の計70,000円を補助する。）

ただし、次のいずれかに該当するものは、補助対象としません。

- ・飲食等にかかる食糧費
- ・活動団体が使用する会館の修繕等にかかる工事費
- ・自動車や不動産の取得
- ・国、県、市その他の公共団体の補助制度により、既に補助を受けている

申請の流れ

① ☒チェックシートの確認



② 申請書等の記入 添付資料の準備



③ 申請



④ 交付の可否決定

⑤ 交付



申請方法など、なんでもわからないことは
生活支援コーディネーターがお手伝いします

「私達も活動をはじめてみようかな」
どんな相談もご連絡ください



連絡先

川西市役所福祉部介護保険課 担当 南、細海（第1層生活支援コーディネーター）
TEL 072-740-1148 MAIL kawa0182@city.kawanishi.lg.jp

川西市社会福祉協議会 地域福祉チーム各地区担当第2層生活支援コーディネーター
TEL 072-759-5200

申請のためのチェックシート



- ☐ 市内で地域住民が主体となって実施する活動です
- ☐ 日常生活において困難が生じている方のための活動です
- ☐ 活動者が5人以上です
- ☐ 政治活動又は宗教活動を目的とする団体ではありません
- ☐ 川西市暴力団排除に関する条例（平成24年川西市条例第5号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者が活動者として参加している団体ではありません
- ☐ 本事業の申請に必要な書類を提出できます
- ☐ 国、県、市その他公共団体の補助制度により、補助を受けている経費は、本事業の支援対象経費として申請していません
- ☐ 市が行う「川西市生活支援サポーター養成研修」について、活動団体から活動者へ受講するよう促します